



平成27年(ヨ)第49号 発信者情報開示等仮処分命令申立事件

債権者 熊野本宮大社

債務者 吉田 益夫

証拠(疎明資料) 説明書(1)

平成28年1月29日

和歌山地方裁判所民事部保全係 御中

本訴被告(反訴原告) 吉田 益夫



債務者は次の通り証拠(疎明資料)の説明をする。

乙	題目	作成年月日	原写	作成者	立証趣旨等
1	債務者と利用者との間の議論の記録	平成27年1月25日	写し	債務者と和ネット利用者(氏名不詳)	和ネット内で、対象スレッド、投稿に対する議論を行っている。
2	回答書	平成27年1月22日	写し	債務者	当初の対象となったスレッド、投稿は削除している。
3	連絡書	平成27年1月28日	写し	債務者	当初、発信者情報開示対象となった投稿の投稿者が名乗り出たため、プロバイダ責任制限法ガイドラインに沿って処置を行った。
4	陳述書	平成28年1月28日	原紙	債務者	当初、発信者情報開示対象となった投稿の投稿者から聴取を行っている。